

障がい者(児)の福祉

健康福祉課
社会福祉係

24-8115

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度は、家庭で介護されている精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的とし、心身に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者に支給される手当です。なお、申請者及び同居家族の前年の所得が一定額を超えていると手当てを受けることができません。

◆ 受給要件

特別児童扶養手当は、精神や身体に重度(1級)、中度(2級)に該当する程度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、または父母にかわって児童を養育している養育者に支給されます。いずれの場合も国籍は問いませんが、申請者の前年の所得が一定額を超えていると手当てを受けることができません。

受給目安

1級	身体障害者手帳1・2級程度の身体障がい
	療育手帳判定がA程度の知的障がい
	精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障がい
2級	身体障害者手帳3級程度の身体障がい
	日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がい若しくは精神障がい

◆ 支給額(月額)

障がいの程度と支給額

(令和5年7月現在)

障がいの程度	全額支給一部支給
1級	1人につき、月額53,700円
2級	1人につき、月額35,760円
備考	等級は身体障害者手帳の等級とは異なります

◆ 支払時期

認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回支払月の前月までの分が支払われます。

- 4月支給(12月から3月分)
- 8月支給(4月から7月分)
- 11月支給(8月から11月分)

◆ 認定申請

請求書に戸籍謄本や住民票等の必要書類を添付して、請求の手続きが必要です。なお、手当を受ける方の支給要件によって、添付する書類が異なりますので、健康福祉課窓口にお問い合わせください。また、この手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいの状態にある20歳未満の方に支給します。

対象者

- 概ね身体障害者手帳1級の方
- 概ね療育手帳Aの方
- 身体障がい・知的障がい・精神障がい等で常時介護を必要とする方

支給額

1人につき、月額15,690円(令和5年度現在) ※所得制限があります。



重度心身障がい者医療費補助

障がい者の医療費の一部を助成します。

対象者

- 身体障がい者(児):1級・2級・3級の一部(3級については内部機能障がい者に限る)
- 知的障がい者(児)A・Bの一部(Bについては身体障害者手帳所持者に限る)
- 精神障害者保健福祉手帳所有者:1級(2・3級については身体障害者手帳、もしくは療育手帳所持者に限る)

日常生活用具の給付

在宅の障がい者(児)に対し、障がいの区分により介護用品等の日常生活用具を給付します。

※諸申請は必ず用具購入前に行ってください。

対象者

在宅の重度身体障がい者(児) ※用具ごとに障がいの基準あり。

費用の負担

所得水準に応じた負担。

対象となる用具

ストマ用装具、たん吸引器など

補装具の交付及び修理

障がい者(児)の方の身体機能を補うため、補装具の交付と修理をします。※申請は必ず補装具購入前に行ってください。

対象者

身体障害者手帳をお持ちの方(障がい区分により給付)
※種類によっては、福島県障がい者総合福祉センターの判定が必要です。

費用の負担

所得水準に応じた負担

対象となる補装具

義肢、補聴器、車椅子など

住宅改修費給付

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者(児)が段差解消や手すりの取付けなど、住環境の改善を行う場合に住宅改修費を給付します。

対象者

下肢・体幹などに障がいを持つ1級～3級の身体障がい者

費用の負担

所得水準に応じた負担 原則1回

